



千葉市

廃棄物適正化推進員 不法投棄監視員

の手引き



へらそうくん

【廃棄物適正化推進員の手引きと廃棄物適正化推進員・不法投棄監視員美化活動ガイドラインの統合について】

この度、廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員の制度をより効率的に理解していただくとともに、配布資料の削減を図るため、従来の手引きと美化活動ガイドラインの内容を一部見直し、統合いたしました。

廃棄物適正化推進員と不法投棄監視員は互いに協力し合い、活動していただきますので、役割に係らず、当手引きの内容にお目通しいただきますようお願いいたします。

また、「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」及び「千葉市家庭ごみチャットボット」も併せて活動にお役立て頂ければ幸いです。

千葉市環境局

2025年6月改訂

目 次



I 廃棄物適正化推進員制度のあらまし

1 廃棄物適正化推進員制度とは	2
2 廃棄物適正化推進員について	3
3 自治会へのお願い	6

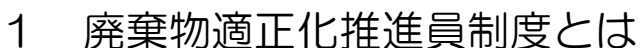
II 活動にあたって

1 主な活動内容	8
2 活動助成などについて	16
3 ごみに関するQ&A	19

III その他

1 活動時に事故が発生した場合	29
2 活動する際の注意事項	29
3 お問い合わせ先一覧	30
4 参考資料	32





「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の平成３年の法改正では、廃棄物の減量化を推進していくための方策として「廃棄物減量等推進員」制度が盛り込まれました。この法改正の趣旨を受け、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を新たに制定し、地域の美化、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するため、平成５年度に「千葉市廃棄物適正化推進員制度」がスタートしました。

廃棄物適正化推進員（地区推進員・自治推進員）や不法投棄監視員には、市民と行政をつなぐ地域のリーダーとして、ごみの分別・排出ルールの指導に関する
こと、ごみステーションの美化に関すること、不法投棄に関することなどの活動を行っていただいています。

```
graph LR; A[地区推進員] <--> B[自治推進員  
不法投棄監視員]; B <--意見--> C["町内自治会  
所属する地域の団体  
または担当する地域"]; B --要望--> C; D[ ] --- E[ ]; E --> A; E --> B; E --> C;
```

地区推進員

自治推進員
不法投棄監視員

意見

町内自治会
所属する地域の団体
または担当する地域

要望



2 廃棄物適正化推進員等について

廃棄物適正化推進員は、地区推進員及び自治推進員並びに不法投棄監視委員で構成されています。



(1) 地区推進員

① 委嘱

各地区町内自治会連絡協議会会長に千葉市長が委嘱します。

② 役割

各地区町内自治会連絡協議会に属する町内自治会の適正化推進員を取りまとめる役割を担います。

③ 任期

2年間

※地区（中学校区）ごとに2つのグループ（例：「令和6年度～7年度」、「令和7年度～8年度」）に分けて委嘱しております。

④ 報償費

当該地区町内自治会連絡協議会に所属する自治会数（ただし自治推進員の推せんがある自治会に限る。）に年額 1,000 円を乗じた額の報償費を年度末にお支払いします。

例年 12 月頃、報償費に関する書類を市から郵送しますので、指定された期日まで必要書類を提出してください。



(2) 自治推進員（以下、「推進員」という。）

① 推せん・委嘱

当該推進員の候補者が所属する自治会から推せんのあった者で市長が適当と認めたものに委嘱します。

② 役割

市民と行政をつなぐ地域のリーダーとして、次の活動をお願いします。

主な活動内容はP8をご覧ください。

- ・ ごみの正しい出し方や再利用の啓発に関すること
- ・ ごみの分別・排出ルールの指導に関すること
- ・ 古紙・布類の集団回収やリサイクルに関すること
- ・ ごみステーションの美化に関すること
- ・ 地域における美化活動の促進に関すること
- ・ 不法投棄に関すること
- ・ 資源物等の持ち去りの通報に関すること

③ 任期

2年間（任期途中での変更も可能）。再選を妨げません。

※地区（中学校区）ごとに2つのグループ（例：「令和6年度～7年度」、「令和7年度～8年度」）に分けて委嘱しております。

- ④ 定数
自治会ごとに 1 名。
ただし、500世帯を超える自治会にあっては 2 名とすることができます。
- ⑤ 報償費
推進員一人あたり年額 12,000 円を年度末にお支払いします。
例年 12 月頃、報償費に関する書類を市から郵送しますので、指定された期日まで必要書類を提出してください。
- ⑥ 活動報告書
年 1 回、活動報告書として活動内容や実施時期を報告していただきます。
例年 12 月頃、活動報告書（様式 2 号）（P37 掲載）の提出に関する書類を市から郵送しますので、指定された期日までに必ず提出をお願いします。
電子申請サービスによる電子申請の提出も可能です。
- ⑦ 市から交付するもの

委嘱状、身分証明書

手引き（本書）



第 06-01 号

身 分 証 明 書

住 所 千葉市稲毛区穴川 1
氏 名 ちば へらそう **見本**
有効期限 令和 9 年 3 月 31 日

上記のものは、本市の廃棄物適正化推進員
（自治推進員）であることを証明する。

令和 7 年 4 月 1 日
千 葉 市 長 



千葉市

**廃棄物適正化推進員
不法投棄監視員**

の手引き



へらそうくん

千葉市環境局



(3) 不法投棄監視員（以下、「監視員」という。）

① 推せん・委嘱

当該監視員の候補者が所属する自治会から推せんのあった者で市長が適当と認めたものに委嘱します。

② 役割

推進員のサポート役を担っていただきます。

③ 任期

2年間（任期途中での変更も可能）

※監視員の任期は2年としますが、推せん届が提出された年度の翌年度の3月31日までとします。

（例：令和6年9月1日（令和6年度）に推せん届が提出された場合、令和8年3月31日（令和7年度）までが任期）

④ 定数

自治会ごとに3名まで

⑤ 市からの交付するもの

委嘱状・身分証明書

手引き（本書）

第7-2号

身 分 証 明 書

住 所 千葉市稲毛区穴川1-1

氏 名 ちば へらそう **見本**

有効期限 令和8年3月31日

上記の者は、本市の不法投棄監視員であることを証明する。

令和7年4月1日

千葉市長



千葉市

**廃棄物適正化推進員
不法投棄監視員**

の手引き



へらそうくん

千葉市環境局

ビブス

表 面

裏 面





3 自治会へのお願い

廃棄物適正化推進員制度の運営の中で自治会は様々な役割を担っています。



(1) 推進員、監視員の推せん・委嘱等

① 推せん・委嘱・変更・辞任の方法

町内自治会からの推せんを受けた方を市長が委嘱し、委嘱状や身分証明書等を交付します。

また、委嘱期間中に変更、辞任があった場合も、町内自治会に手続きを行っていただきます。

以下の様式(コピーまたは市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールで所管の環境事業所に届出してください。

また、電子申請サービスによる電子申請による提出も可能です。

【QR コード】

【インターネット】



(スマートフォン用)

廃棄物適正化推進員 千葉市



(ア) 自治推進員	自治推進員推せん届	(様式第1号)	P36掲載
	自治推進員変更届	(様式第4号)	P38掲載
	自治推進員辞退届	(様式第5号)	P39掲載
(イ) 不法投棄監視員	不法投棄監視員推せん届	(様式第6号)	P40掲載
	不法投棄監視員変更届	(様式第9号)	P41掲載
	不法投棄監視員辞退届	(様式第10号)	P42掲載



（２）推進員への報償費に係る口座振込先依頼書の提出

推進員が次項Ⅱの活動をするに対して、年額１２，０００円の報償費を年度末にお支払いします。

指定された期日までに振込先依頼書の提出をお願いします。



（３）活動報告書の提出

年１回、活動報告書として活動内容や実施時期を廃棄物適正化推進員から報告していただきます。

例年１２月頃、活動報告書（様式２号）（P３７掲載）の提出に関する書類を市から郵送しますので、指定された期日までに提出されたか廃棄物適正化推進員にご確認をお願いします。

電子申請サービスによる電子申請の提出も可能です。



（４）市ごみステーション美化活動等に関する表彰制度

市では積極的にごみステーションの美化活動等を行っている町内自治会などの団体を表彰しています。

自薦の場合は、申込が必要になりますので、詳しくはP１３をご覧ください。



Ⅱ 活動にあたって



1 主な活動内容

推進員・監視員は、廃棄物の適正処理及び再利用の普及・啓発に努めていただいています。

町内における清掃活動のリーダーとして、町内自治会長及び市と連携を図りながら、地域の環境美化に努めてください。

地域の環境美化の向上、分別排出のルール違反、不法投棄、ごみステーションの管理など、地域ごとに様々な問題があると思います。

ご自身のできる活動からお願いします。

主な活動内容は次のとおりです。

	活動内容	詳細	ページ
(1)	ごみの正しい出し方や 再利用の啓発に関すること	市から送付する文書やチラシなど、地域の皆さんへの配布、啓発活動をお願いします。	10
(2)	ごみの分別・排出ルールに関すること	ごみステーションの清潔の保持のため収集日、収集時間、指定袋の使用、排出方法などについて地域の皆さんへの周知、指導をお願いします。	11
(3)	古紙・布類の集団回収や リサイクルに関すること	市では古紙・布類はごみステーションで回収を行っています。 このほか、集団回収事業を行っていますので新規・継続の参加をお願いします。	12
(4)	ごみステーションの美化に関すること	「きれいな環境づくり」を心がけ、ごみステーションなどの清潔保持をお願いします。	13

(5)	地域における美化活動の促進に関すること	地域で積極的な美化活動の推進をお願いします。	14
(6)	不法投棄に関すること	不法投棄されやすいごみステーションの見回りなど不法投棄されない環境づくりにご協力をお願いします。	14
(7)	資源物等の持ち去りの通報に関すること	ごみステーションからの資源物・不燃ごみの持ち去り行為は条例によって禁止されています。 持ち去りを目撃したら所管の環境事業所へ通報していただきますようお願いいたします。	15



**推進員、監視員には身分証をお渡ししています。
活動する際は必ず携帯してください。**



(1) ごみの正しい出し方や再利用の啓発に関すること

市からの文書やチラシなどについて、自治会長と連携をとり、町内自治会内の町内掲示板、回覧板やごみステーションへの掲示などにより、地域の皆さんへ啓発をおこなってください。

【啓発方法の一例】

場所・方法	内容 (配布・掲示)
①町内掲示板 ②回覧板 ③ごみステーション など	①家庭ごみと資源物のごみの出し方一覧表 ②看板「家庭ごみステーション」 ③看板「不法投棄禁止」 ④看板「地域外からのごみ出しは不法投棄です」 ⑤市から送付された周知チラシ ⑥市ホームページに掲載されている周知チラシ (有害ごみ、木の枝刈り草葉、指定袋等) など

※看板は環境事業所及び収集業務課でお渡ししています。





(2) ごみの分別・排出ルールに関すること

① ごみの分別排出ルールについて

ごみの減量と有効利用を図るため、平成4年10月より、5分別収集を行っています。

ごみステーションの清潔の保持や収集日、収集時間、指定袋の使用、排出方法などについて地域の皆さんへの周知、指導をお願いします。

ごみの分別排出ルール

- ・きちんと分別して出す。
- ・決められた容器で出す。
- ・収集日の早朝から朝8時までに出す。
(木の枝・刈り草・葉の収集は朝10時まで)
- ・地域で決められたごみステーションに出す。

※ 詳しいごみの出し方については

「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」をご覧ください。

【周知・指導の一例（ごみステーションの早朝パトロール）】（P24参照）

① 可燃ごみ収集日の早朝6時50分頃
事前に決めたごみステーションに集合します。
8時くらいまでパトロール（巡回・定点）活動を行います。

② ごみを排出する住人達が「ごみ分別排出ルール」を守っているか確認します。

③ 「ごみ分別排出ルール」に違反する人がいたら、正しいルールを説明します。

④ 8時になったら終了、解散します。

繰り返しルール違反ごみが排出される場合は、環境事業所にご相談ください。



② ルール違反ごみの調査について（P24参照）

ごみの分別・排出ルールを守らないごみが出された場合、市条例に基づきルール違反ごみの調査や指導などを行っています。

※調査は市職員が行いますので、絶対に開封しないでください。



(3) 古紙・布類の集団回収やリサイクルに関すること（P16, 31参照）

市では古紙・布類はごみステーションでの回収を行っているほか、集団回収事業を実施していますので新規・継続の参加をお願いします。

- ① 集団回収は、地域団体が各家庭の協力を得て古紙・布類を集め資源回収業者に引き渡す活動です。活動団体には奨励補助金を交付しています。

集団回収団体として市に登録し、地域での資源回収のシステムづくりを推進し地域のコミュニケーションを深めましょう。



- ② フリーマーケットなどによるリサイクルを推進しています。





(4) ごみステーションの美化に関すること

きれいな場所には、ごみが捨てにくいとされています。

ごみステーションやその周辺をきれいに管理し「きれいな環境づくり」を心がけましょう。

① 清掃当番制

自治会内や、ごみステーションを利用される方々で当番を決め、ごみステーションとその周辺の清掃活動をお願いします。



② 看板の管理 (P17, 30参照)

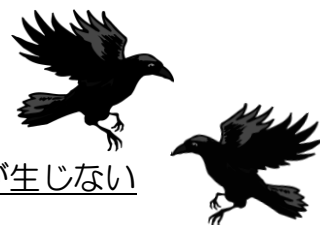
ごみステーションの看板が古く汚れたままになっていると、「ここは誰も管理していないようだ」と思われ、ごみステーションが汚される原因になります。新しい看板への交換をお願いします。

③ カラス被害対策 (P16, 20, 31参照)

カラス被害を受けているごみステーションは、カラスの餌場となっている可能性があります。

防鳥ネットを使用し、ネットでごみを包むなどネットに隙間が生じないように使用すると効果的です。

地域の皆様への周知、指導をお願いします。



④ 表彰制度 (P31, P43~45参照)

市では、以下の各号に該当するごみステーションの美化活動等を積極的に行っている町内自治会等の団体または個人を表彰しています。

(ア) 表彰要件

ア 清掃等により、ごみステーションの美化を積極的に推進している。

イ ごみステーションの利用者に対するごみの分別・排出方法の周知等により、分別・排出ルールの徹底が図られている。

ウ ごみの減量・再資源化に向けた顕著な取り組みを実施している。

(イ) 応募期間 毎年7月ごろ

申込書をコピーまたは本市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX または電子メールにて収集業務課へご提出ください。





(5) 地域における美化活動の促進に関すること

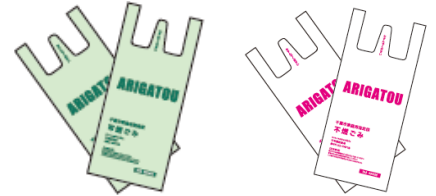
地域の実情に合わせた活動で、積極的な地域の美化活動を推進してください。

- ① 美しい街づくりに係る活動支援事業（P16, 30参照）
公共の場所に散らかったごみを定期的に収集している地域の清掃活動のため、清掃用具を支援しています。
また、集めたごみ袋が6袋以上となる場合、所管の環境事業所に収集を依頼（都市美化ボランティア等活動に伴う集積ごみの収集運搬依頼）してください。



- ② 都市美化ボランティア等活動に伴う集積ごみの収集運搬依頼（P30参照）
上記①で集めたごみ袋が6袋以上となる場合は、市が収集しますので事前に所管の環境事業所に依頼してください。

- ③ ごみステーション管理用指定袋支援事業（P16, 30参照）
ごみステーションを管理（清潔保持）するため、自治会等に市指定袋を支援しています。



- ④ ごみゼロクリーンデー事業（P30参照）
「私たちの住む街は私たちの手できれいにしましょう」を合言葉にしています。
ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）、環境月間（6月）の記念事業として、道路上等のごみを収集して地域美化やごみ問題に対する意識の高揚を図るイベントに参加しましょう。



(6) 不法投棄に関すること（P16, 17, 26, 30参照）

ごみステーションにおいて、地域で不法投棄されやすい場所を把握し、看板や貼り紙で啓発するなど不法投棄の防止に努めてください。

また、民有地に投棄された不法投棄物は、土地所有者・管理者の責任で処分してください。

- ① パトロールや監視をしましょう。
- ② 不法投棄防止看板が必要な場合は、所管の環境事業所、収集業務課または区役所地域づくり支援課にお問い合わせください。
- ③ 監視カメラの設置をするなど、不法投棄をされにくいごみステーションにしましょう。
- ④ ごみステーションへの不法投棄で困ったときは、早めに所管の環境事業所に相談してください。





(7) 資源物等の持ち去りの通報 (P25, 30参照)

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例により、ごみステーションからの資源物・不燃ごみの持ち去りは禁止されていますので、持ち去り行為を発見したら、所管の環境事業所へ通報してください。

① 通報の手順

- (ア) 環境事業所へ電話で連絡します。
- (イ) 日時・場所を伝えます。
- (ウ) 持ち去られた資源物等の種類を伝えます。
- (エ) 車両や持ち去った者の特徴(車のナンバーや車種、色等)を伝えます。

※該当者が判明した場合は市が指導等を行います。

持ち去り者と接触するのは危険です！通報にとどめましょう！



② 持ち去りが禁止されている理由は？

- (ア) 持ち去られた資源物等が、その後適正に処理されているかを確認できず、市が処理責任を果たすことができません。
- (イ) 地域の皆さんが協力して美化に努めているごみステーションが、持ち去り時に荒らされるためステーションの管理が阻害されます。
- (ウ) 市民のリサイクル意識を低下させ、さらには市と市民の信頼関係の悪化を招くこととなりかねません。

③ 主な禁止事項及び罰則

- (ア) 市が指定する者以外が、ごみステーションに出された資源物・不燃ごみを収集運搬することは禁止。
- (イ) 禁止命令に違反した者に対する罰則等(20万円以下の罰金)



**持ち去りを目撃した
時は通報して下さい！**





2 活動助成などについて

推進員や監視員の活動における市の支援は、次のとおりです。

なお、助成内容については変更になる場合がありますので、各担当までお問い合わせください。



(1) 各種助成事業（P30、31参照）

① 美しい街づくりに係る活動支援事業

ボランティアで公園、道路、広場、河川、港湾、その他公共の場所の清掃を行っている団体などに対して、清掃用具（軍手、ごみ袋、ほうきちりとり、火ばさみ）の支援を行っています。

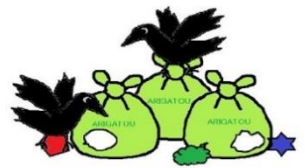
また、集めたごみ袋が6袋以上となる場合、所管の環境事業所に収集を依頼（都市美化ボランティア等活動に伴う集積ごみの収集運搬依頼）してください。

② ごみステーション管理用指定袋支援事

ごみステーションを管理（清潔保持）するため、自治会等に市指定袋の支援を行っています。

③ 防鳥ネット等貸付事業

ごみステーションを管理する町内自治会等を対象として、各団体の管理するごみステーション数を上限に、防鳥ネット及びほうき・ちりとり（セット）の無償貸付を行っています。



④ 監視カメラ貸与事業

町内自治会などごみステーションを管理する団体に、不法投棄の防止を目的として監視カメラ・監視ダミーカメラなどの貸与を行っています。



⑤ 集団回収奨励補助金

市では古紙・布類はごみステーションでの回収を行っているほか、集団回収事業を実施しています

集団回収は町内自治会・子ども会・PTAなどの地域団体が、自主的に各家庭の協力を得て、古紙・布類を一定の日時・場所に集め、資源回収業者に引き渡す活動です。

集団回収を行う団体に対して奨励補助金を交付しています。





(2) 配布物リスト (P 30 参照)

配布物	内容	言語	配布場所
(冊子) 家庭ごみの減量と出し方ガイドブック	可燃ごみ、不燃ごみなど各種家庭ごみの出し方が記載されています。	日本語	環境事業所 収集業務課 区役所
(一覧表) 家庭ごみと資源物の出し方一覧表	可燃ごみ、不燃ごみなど各種家庭ごみの出し方を簡易な一覧表にしています。	日本語 英語 中国語 韓国語 スペイン語 ベトナム語・タガログ語 (フィリピン)	環境事業所 収集業務課 区役所
(看板) ごみステーション看板	ごみステーションに設置する看板	日本語 英語 中国語・韓国語 ベトナム語・タガログ語 (フィリピン)	環境事業所 収集業務課 区役所
(看板) 不法投棄禁止!!	不法投棄の多い場所に設置する看板	日本語	環境事業所 収集業務課 区役所
(看板) 地域外からのごみ出しは不法投棄です!	地域外から持ち込まれるごみが多い場所に設置する看板	日本語	環境事業所 収集業務課 区役所
(チラシ) 外国人市民向けごみ出しルール周知啓発チラシ	外国人市民にごみの分別排出ルールの存在を把握してもらうためのチラシ	やさしい日本語 (外国人にもわかるように配慮した日本語)	環境事業所 収集業務課
(看板) 剪定枝の分別に関するごみステーション用看板	剪定枝の排出に特化した看板	日本語	環境事業所 収集業務課



(3) 研修など

① ごみ減量講習会（P 3 1 参照）

町内自治会や市民活動団体などの集会に市職員が直接お伺いし、千葉市のごみの現状や分別・減量方法などについて、わかりやすく説明いたします。



② 廃棄物適正化推進員研修

研修用動画およびごみステーションの管理事例集等の参考資料を市ホームページ上に公開しています。ご活用ください。

【動画の内容及び閲覧時間】

- ア) 千葉市のごみ処理の歴史 約9分30秒
- イ) 廃棄物適正化推進員について 約6分
- ウ) ごみの出し方・捨て方 約9分

【視聴方法】

スマートフォン等で下記の QR コードを読み取り又は、インターネットにて「廃棄物適正化推進員」のワードを検索し、千葉市ホームページ上でご覧ください。

【QR コード】



【インターネット】

廃棄物適正化推進員





3 ごみに関するQ&A

過去に廃棄物適正化推進員や不法投棄監視員よりご質問がありました Q&A です。
地域の美化、ごみの減量・リサイクル活動にご活用ください。

(1) ごみステーションについて

Q 1	カラス、猫などにごみステーションを荒らされないようにするには どのような対策がありますか？	P 2 0
Q 2	ごみステーションの設置、移設または廃止はどのようにするのですか。	P 2 1
Q 3	自治会に加入していないと、ごみは出せないのですか。	P 2 1

(2) ごみの分別について

Q 4	剪定した庭木や草などは、どう処分すればよいのですか。	P 2 2
Q 5	有害ごみの詳しい出し方について、教えてください。	P 2 2
Q 6	なぜ不燃ごみと有害ごみを、分けなければならないのですか。	P 2 3

(3) ごみ分別・排出指導など

Q 7	自治会で自主的にパトロールをする場合の注意点を教えてください。	P 2 4
Q 8	ごみの分別・排出ルールを守らないごみが出された場合、どうしたら いいですか。	P 2 4
Q 9	市の収集車以外の者がごみステーションから資源物などを持ち去って いる場合はどうしたらよいですか。	P 2 5
Q 1 0	別の地域の人が通り道だということで、町内自治会のステーションに ごみを捨てていくのですが。	P 2 5

(4) その他

Q 1 1	ごみを野外で焼却することはできますか。	P 2 6
Q 1 2	不法投棄は犯罪ですか。	P 2 6
Q 1 3	自分の土地に不法投棄されたごみは、どのような対応をとればよいので すか。	P 2 6
Q 1 4	他市町村からの転入者に対する5分別収集のPR方法は。	P 2 6
Q 1 5	事業所から出るごみはごみステーションへ排出できますか。	P 2 7
Q 1 6	資源物排出用の特別指定袋とは何ですか。	P 2 7
Q 1 7	外国人向けのパンフレットや看板はありますか。	P 2 7
Q 1 8	小型充電式電池やモバイルバッテリーの処分方法を教えてください。	P 2 7
Q 1 9	家庭ごみ出し方等の質問をしたいのですが、窓口受付時間外に問い合わ せできるところはありますか。	P 2 8



(1) ごみステーションについて

Q1 カラス、猫などにごみステーションを荒らされないようにするには、どのような対策がありますか。

A (方法1) 生ごみを減らす

生ごみは、カラスなどにとってはエサとなります。

生ごみが少ないまたは見えないごみステーションには、カラスなどは寄り付きません。

食材はできるだけ使い切り、食べ残しもないようにして生ごみを出さない工夫をしましょう。

また、生ごみ減量処理機やコンポストを使って、生ごみをリサイクルしましょう。



(方法2) ごみ出しの時間を守る

市指定ごみ袋を使い、中身が出ないように袋の口をしっかりしばり、早朝から朝8時までにごみステーションに出しましょう。

前日の夜にごみ出しを行うと、カラスなどの被害を受けやすくなります。

長時間ごみステーションに出されていることにより、猫が荒らし、その後にカラスが荒らすこともあります。

きれいな環境を維持するためにも、ごみ出しの時間を守りましょう。



(方法3) 防鳥ネットを使用する (P13, 16, 31 参照)

防鳥ネットを使用することは、カラスを近付けない効果的な方法です。

防鳥ネットを使用するときは、ごみ袋をネット内にきっちりと納めはみ出さないよう、また、ネットに隙間が生じないように注意しましょう。



網目の隙間からつつかれないように、5mm以下の細かい網目のもので、ごみ袋全体をおおうことのできる大きさのものが適しています。

また、網の裾に鎖やロープ等の重しを取り付けたり、ネットを二重にしたりすると、ネットが風で飛ばされにくくなるとともに、ネットに隙間が生じにくくなります。



通行の邪魔にならないよう、ネットの管理は十分ご注意ください。

Q2 ごみステーションの設置、移設または廃止はどのようにするのですか。

A ごみステーションの設置などの届出は、所定の様式により、町内自治会長等が所管の環境事業所もしくは区役所地域づくり支援課へ提出してください。

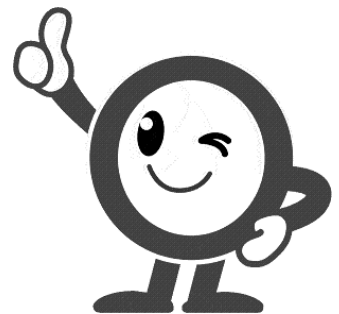
ごみステーションは、皆さんが日常生活の中で出すごみを置く場所であることから、設置場所などは、地域でよく話し合って決めるようにしてください。

設置や移設の届け出の場合は、環境事業所がごみ収集車の走行や収集作業、交通などの支障がないかを確認します。

問題がなければ、設置の届出があった日から、約2週間後に収集を開始します。

Q3 自治会に加入していないと、ごみは出せないのですか。

A ごみの収集は自治会への加入を必須としていません。ただし、自治会管理のごみステーションを利用する場合には掃除当番や管理費用の負担などを求められる場合もありますので、皆さんでよく話し合ってください。なお、市では戸別収集は行っておりません。また、任意団体として新たにステーションを設置する場合は、環境事業所にご相談ください。※設置には要件があります。





(2) ごみの分別について

Q4 剪定した庭木や草などは、どう処分すればよいですか。

A 剪定した木の枝や刈り草などは、資源物として月 2 回の収集を行っています。

資源物として出す場合には、木の枝は 100cm 以下の長さ 直径 20cm 以下の太さにし、ひもで束ねてください。刈り草や葉は、透明な袋（旧指定袋も可）に入れて出してください。

また、やむを得ず可燃ごみとして出す場合、木の枝は 50cm 以下の長さ、直径 10cm 以下の太さにし、ひもで束ねて少量（3束程度）ずつ出してください。刈り草や葉は、透明な袋（最大 45L 程度（旧指定袋も可））に入れ、一度に 3 袋程度までとして出してください。

また、収集業務課及び環境事業所にて剪定枝の分別に特化したごみステーション用看板を配布しています。希望の場合はお問い合わせください。



※透明な袋または旧指定袋を使用し、排出してください。



Q5 有害ごみの詳しい出し方について、教えてください。

A 不燃ごみとははっきり区別できるように、種類別（スプレー缶のみ、ライターのみなど）に透明な袋へ入れて、そのまま収集日当日の朝 8 時までにごみステーションに出してください。

有害ごみにあたる品目は以下のとおりです。

- ① スプレー缶（殺虫剤などを含む）・カセット式ガスボンベ
必ず中身を使い切ってから、不燃ごみとは別の透明な袋にスプレー缶・カセット式ガスボンベだけを入れて出してください。※穴をあける必要はありません。



※不燃ごみとは別の透明な袋

- ② 使い捨てライター

必ず中身を使い切ってから、不燃ごみとは別の透明な袋にライターだけ入れて出してください。



※不燃ごみとは別の透明な袋

③ 蛍光灯

購入時の包装ケースに入れる、新聞紙などでくるんで出すなど、割れないような処置をして出してください。

※割れてしまったものは、紙に包んで「キケン」と表示し、「不燃ごみ」として出してください。

【有害ごみとして出すもの】

蛍光灯（直管型、環型など）、電球型蛍光灯（電球のソケットで使う蛍光灯）

【不燃ごみとして出すもの】

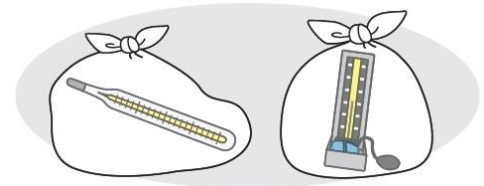
白熱電球、LED 電球



④ 水銀入りの体温計や血圧計

不燃ごみとは別の透明な袋に水銀入りの体温計や血圧計だけを入れて出してください。

※水銀を使用していないものは「不燃ごみ」として出してください。



※不燃ごみとは別の透明な袋

⑤ 乾電池

不燃ごみとは別の透明な袋に乾電池だけ入れて出してください。

※ボタン型電池は市では収集しません。電器店、スーパーなどの回収協力店をご利用ください。



※不燃ごみとは別の透明な袋

Q6 なぜ不燃ごみと有害ごみを、分けなければならないのですか。

A 環境保全や車両火災などの危険を避けるため分別をお願いしています。

例えば、蛍光灯や体温計などについては、製品自体に水銀が含まれており無害化するため、専門の処理施設に持ち込む必要があります。

また、スプレー缶やライターなどについては、不燃ごみとして収集すると車両火災を引き起こす危険がありますので、有害ごみの分別をお願いしています。





(3) ごみ分別・排出指導など

Q7 自治会で自主的にパトロールをする場合の注意点を教えてください。

A 推進員や監視員は、ごみ分別・排出のルール違反について、注意や指導を行うことができます。

また、町内自治会などのごみステーションの設置に伴って、管理者は、管理権に基づき、同様の注意や指導ができます。



パトロールする場合は、トラブルにならない程度に、注意喚起を呼びかけることが大事です。

一人で行うと万が一の危険もありますので、監視員の方や住民の方々と協力しあって、なるべく二人以上で活動するようにしましょう。

Q8 ごみの分別・排出ルールを守らないごみが出された場合、どうしたらいいですか。

A ごみの分別・排出ルールを守らないごみが出された場合、市条例に基づきルール違反ごみの調査や指導などを行っています。

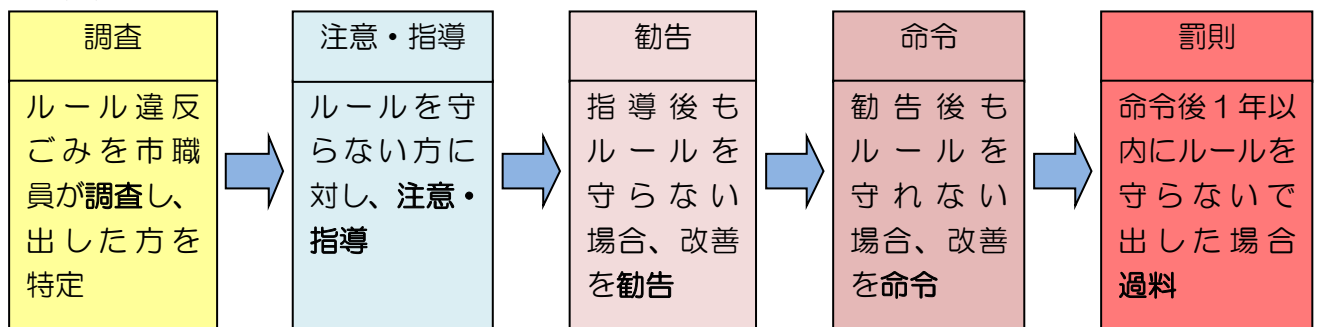
不適正排出ごみの調査・指導などが必要なごみステーションがある場合は、所管の環境事業所にご相談ください。

なお、町内掲示板やごみステーションに看板等を掲示することや、回覧板でごみの出し方を周知するなどの啓発も有効です。

平成23年4月より「ごみの分別・排出ルールの指導制度」を行っています。

※調査は市職員が行いますので、絶対に開封しないでください。

(1) 調査から罰則までの流れ



(2) 対象となるルール違反

①分別が徹底されていない場合

可燃ごみへの不燃ごみ・資源物の混入など

②決められた日時以外に出された場合

収集日の早朝～午前8時（剪定枝は午前10時）の時間帯以外に出された

③指定袋などの決められた容器以外に出された場合

可燃ごみをレジ袋で出すことなど

Q9 市の収集車以外の者がごみステーションから資源物などを持ち去っている場合はどうしたらよいですか。

A 市が指定する者以外の者がごみステーションから資源物や不燃ごみを持ち去ることは条例で禁止されており、禁止命令に違反した場合は20万円以下の罰金が適用される場合があります。

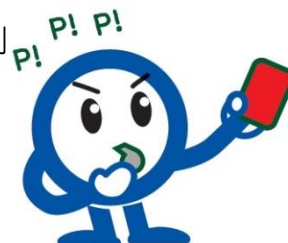
資源物などの持ち去り現場を発見したら、直接声をかけずに、所管の環境事業所まで目撃された情報をお寄せください。

①持ち去り行為が行われた日時、場所、資源物などの種別

②持ち去り車両及び行為を行った者の特徴

(車両ナンバー、車種、車名など)

③持ち去られるまでの状況など



Q10 別の地域の人が通り道だということで、町内自治会のステーションにごみを捨てていくのですが。

A ごみは、地域で決められたごみステーションに出すことが決められています。

ごみステーションの管理は、各自治会、マンションの管理組合等により管理されていますので、行為を見かけた場合は、ルール違反であることを教えてあげてください。





(4) その他

Q11 ごみを野外で焼却することはできますか。

A 廃棄物処理法により(※)一部例外を除き、野外での焼却が禁止されています。

ドラム缶や法定基準を満たしていない家庭用小型焼却炉などでごみを燃やした場合、高温による完全燃焼が難しく、ダイオキシン等の発生が心配されます。

また、煙や悪臭で近所に迷惑をかけることになりまますので焼却しないようお願いします。



※公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものまたは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして、たき火などの日常生活で通常行われる軽微なものや、農業、林業を営むためにやむを得ないものなどが該当します。

Q12 不法投棄は犯罪ですか？

A はい。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条により禁止されている行為です。

違反すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、またその併科に処せられることがあります。

Q13 自分の土地に不法投棄されたごみは、どのような対応をとればよいのですか。

A 空き地等を所有または管理する方は、柵を設けたり管理を強化したりするなどみだりにごみが捨てられないよう、不法投棄防止に努めてください。

空き地等私有地に捨てられたごみは、一般廃棄物処理業許可業者(P31 参照)に処理を依頼する(有料)など、土地の所有者・管理者の責任で処理することとなります。

Q14 他市町村からの転入者に対する5分別収集のPR方法は。

A 「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」を区役所市民総合窓口課、市民センターで転入時にお配りしていますが、その他にも環境事業所や収集業務課でも配布しています。

また、千葉市ホームページや「チャットボット」上でも、家庭ごみと資源物の出し方を掲載しています。



Q15 事業所（会社、飲食店、小売店、自治会等）から出るごみはごみステーションへ排出できますか。

A ごみステーションは、家庭からの生活ごみを集める場所です。

事業所等の事業活動に伴って生じるごみは、家庭ごみを集めるごみステーションには、少量であっても排出できません。

また、事業活動とは営利・非営利を問わず、病院や学校、福祉施設、自治会などの活動も含まれます。

事業活動に伴って生じる廃棄物は、一般廃棄物処理業許可業者（P31 参照）に処理を依頼する（有料）など、事業者の責任で処理することとなります。

Q16 資源物排出用の特別指定袋とは何ですか。

A 視覚障害者のみで構成される世帯では、びん、缶、ペットボトルを種類別、色別に分別排出することが難しいので対象となる方には、資源物排出用の「特別指定袋」を配布しています。

配布された方は、特別指定袋を使用し、びん、缶、ペットボトルと一緒に排出することができます。

なお、この特別指定袋を使用して、点字用紙のみ、可燃ごみとして排出することができます。（点字用紙には、紙として再生できない種類のものがあるため、可燃ごみとして排出することとしています。）

特別指定袋をご希望の場合は、収集業務課まで お問い合わせください。



Q17 外国人向けのパンフレットや看板はありますか。（P17、P30 参照）

A 市内在住の外国人の方向けに、外国語版ごみステーション看板や家庭ごみと資源物の出し方一覧表、外国人市民向けごみ出しルール周知啓発チラシをご用意しております。

【参考：外国人市民向けごみ出しルール周知啓発チラシ】



Q18 小型充電式電子やモバイルバッテリーの処分方法を教えてください。

A 火災の原因となりますので、ごみステーションには出せません。

環境事業所、新浜リサイクルセンター、JBRC の回収協力店で回収しています。

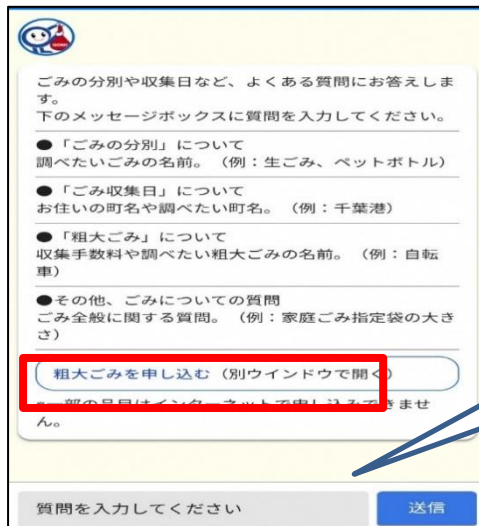
詳しくはインターネットにて「千葉市 小型充電式電池」のワードで検索し、千葉市ホームページ上でご確認ください。

Q19 家庭ごみの出し方等の質問をしたいのですが、窓口受付時間外に問い合わせできるところはありますか。

A 千葉市家庭ごみチャットボットをご利用ください。

家庭ごみの質問に24時間365日 AI が回答します。

千葉市ホームページの下記バナー
をクリックまたは下記 QR コード
からご利用いただけます。

チャットボットの画面。上部には「ごみの分別や収集日など、よくある質問にお答えします。下のメッセージボックスに質問を入力してください。」という説明があります。その下に4つの質問項目がリストアップされています。①「ごみの分別」について、調べたいごみの名前。(例: 生ごみ、ペットボトル) ②「ごみ収集日」について、お住いの町名や調べたい町名。(例: 千葉港) ③「粗大ごみ」について、収集手数料や調べたい粗大ごみの名前。(例: 自転車) ④その他、ごみについての質問、ごみ全般に関する質問。(例: 家庭ごみ指定袋の大きさ) 画面下部には「粗大ごみを申し込む (別ウィンドウで開く)」というボタンがあり、これが赤い枠で囲まれています。その下には「一部の品目はインターネット上で申し込みできません。」という注釈があります。最下部には「質問を入力してください」という入力欄と「送信」ボタンがあります。

ここに文字(キーワード)を入力して送信
ボタンを押すと、AIが自動回答します。



Ⅲ その他



1 活動時に事故が発生した場合

推進員・監視員の活動中に事故が発生した場合は、傷害保険の対象となる場合がありますので、収集業務課または所管の環境事業所にご相談ください。

【補償内容】※ただし、天災時の補償は対象外となります。

内容	補償額
死亡	1 名につき 500 万円
後遺障害	1 名につき 500 万円～20 万円
入院	1 日につき 3,000 円
通院	1 日につき 1,500 円



2 活動する際の注意事項（P24参照）

地域で活動する際は、必ず身分証明書を携帯してください。

また、地域の方から身分証明書の提示を求められた場合は、速やかに提示しトラブルにならないよう十分注意し、活動にあたってください。



3 お問い合わせ先一覧

事業等	お問い合わせ先（市外局番 043）
・推進員・監視員 ・都市美化ボランティア等活動に伴う集積ごみの収集運搬依頼 ・監視カメラ等の貸与 ・（看板）事業所ごみ排出禁止！！ ・資源物等の持ち去りの通報 ・粗大ごみの自己搬入 ・不法投棄 ・動物死体回収 ・野焼き通報 ・（看板）剪定枝に特化したごみステーション看板	・中央・美浜 環境事業所 231-6342 ・花見川・稲毛 環境事業所 259-1145 ・若葉・緑 環境事業所 292-4930
・美しい街づくりに係る活動支援 ・ごみゼロクリーンデー	・中央 区役所地域づくり支援課 221-2106 ・花見川 区役所地域づくり支援課 275-6213 ・稲毛 区役所地域づくり支援課 284-6106 ・若葉 区役所地域づくり支援課 233-8123 ・緑 区役所地域づくり支援課 292-8106 ・美浜 区役所地域づくり支援課 270-3123 ・廃棄物対策課 管理班 245-5067 ・中央・美浜 環境事業所 231-6342 ・花見川・稲毛 環境事業所 259-1145 ・若葉・緑 環境事業所 292-4930
・家庭ごみの減量と出し方ガイドブック ・家庭ごみと資源物のごみ出し一覧表 ・ごみステーション管理用指定袋支援 ・（看板）ごみステーション看板 ・（看板）不法投棄看板！！ ・（看板）地域外からのごみ出しは不法投棄です！	・中央・美浜 環境事業所 231-6342 ・花見川・稲毛 環境事業所 259-1145 ・若葉・緑 環境事業所 292-4930 ・収集業務課 家庭系廃棄物班 245-5246 ・中央 区役所地域づくり支援課 221-2106 ・花見川 区役所地域づくり支援課 275-6213 ・稲毛 区役所地域づくり支援課 284-6106 ・若葉 区役所地域づくり支援課 233-8123 ・緑 区役所地域づくり支援課 292-8106 ・美浜 区役所地域づくり支援課 270-3123
・ごみステーションの届出（設置・移動・廃止）	・中央・美浜 環境事業所 231-6342 ・花見川・稲毛 環境事業所 259-1145 ・若葉・緑 環境事業所 292-4930 ・中央 区役所地域づくり支援課 221-2106 ・花見川 区役所地域づくり支援課 275-6213 ・稲毛 区役所地域づくり支援課 284-6106 ・若葉 区役所地域づくり支援課 233-8123 ・緑 区役所地域づくり支援課 292-8106 ・美浜 区役所地域づくり支援課 270-3123

事業等	お問い合わせ先（市外局番 043）
①防鳥ネット等の貸与 ②集団回収（奨励補助金） ③ごみステーション美化活動等に関する表彰制度	・収集業務課 ①②家庭系廃棄物班 245-5246 ③業務班 245-5249
①焼却ごみ削減 ②ごみ減量講習会 ③生ごみ減量処理機などの購入助成関係	・廃棄物対策課 ①②3R推進班 245-5379 ③管理班 245-5067
・家庭ごみに関する問合せ窓口 （問合せ内容） ・ごみの捨て方、分別方法がわからない ・ごみステーションのごみが回収されていない ・ごみ収集車の運行状況を確認したい ・ごみを出す曜日がわからない	・千葉市家庭ごみ相談ダイヤル 204-5380 受付時間 8:30～17:30 （日曜日と12/31～1/3は除く）
・古紙・布類のリサイクル 	・古紙・布類リサイクル お問い合わせセンター 223-7767
・一般廃棄物処理業許可業者 （問合せ内容） ・引っ越し、遺品整理などの一時多量ごみ ・事業所から排出されるごみの収集	・千葉市廃棄物 リサイクル事業協同組合 204-5805
・粗大ごみ収集申し込み 	・粗大ごみ受付センター（電話受付）302-5374 ・インターネット受付 千葉市 粗大ごみ 申込 
・（自己搬入）粗大ごみ・不燃ごみなど ※10kgで290円（10kgまでごとに270円に消費税相当額を加算した額（10円未満切り捨て））	・新浜リサイクルセンター 263-9100
・（自己搬入）可燃ごみ ※10kgで290円（10kgまでごとに270円に消費税相当額を加算した額（10円未満切り捨て））	・新港クリーン・エネルギーセンター 242-3366 ・北清掃工場 258-5300
・放置自転車関係（道路上に限る。）	・中央・美浜 土木事務所 232-1151 ・花見川・稲毛土木事務所 257-8841 ・若葉 土木事務所 306-0655 ・緑 土木事務所 291-7121



4 参考資料

千葉市廃棄物適正化推進員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉市条例第17号）第10条に規定する廃棄物適正化推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進員の種別及び定数)

第2条 推進員は、地区廃棄物適正化推進員（以下「地区推進員」という。）及び自治廃棄物適正化推進員（以下「自治推進員」という。）とし、その定数はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 地区推進員 区町内自治会連絡協議会を構成する各地区の町内自治会連絡協議会（以下「地区連協」という。）ごとに1人
- (2) 自治推進員 町内自治会（以下「自治会」という。）ごとに1人。ただし、500世帯を超える自治会にあっては2人とすることができる。

(委嘱)

第3条 地区推進員は、市長が各地区連協の会長に委嘱する。

- 2 自治推進員は、当該自治推進員の候補者が所属する自治会から自治推進員推せん届（様式第1号）又はちば電子申請サービスを通じた電子申請による自治推進員の推せんのあった者で市長が適当と認めたものに委嘱する。ただし、自治会の推せん又は自治会がない地区について必要と認めるときは、市長は、別に自治推進員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 推進員に欠員が生じた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当区域)

第5条 推進員の職務を担当する区域（以下「担当区域」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地区推進員 その者が所属する地区連協を構成する自治会の区域
 - (2) 自治推進員 第3条第2項の規定により自治会の推薦を受け委嘱された者にあつては当該自治会の地域、同項ただし書の規定により委嘱された者にあつては市長が指定する区域
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて担当区域を変更することができるものとする。

(活動内容)

第6条 地区推進員は、市と自治推進員との連絡調整を行うとともに、廃棄物の適正処理並びに再利用等の普及及び啓発に努めるものとする。

2 自治推進員は、次の業務を行うものとする。

(1) 廃棄物の適正処理並びに再利用等の普及及び啓発に関すること。

ア 地域住民に対する清掃行政の推進に係る市の計画方針の連絡に関すること。

イ 地域住民の廃棄物の適正処理及び再利用等に対する意見、要望等の市への連絡及び調整に関すること。

ウ その他廃棄物の適正処理並びに再利用等の普及及び啓発のため必要な事項に関すること。

(2) 市の実施する分別収集の指導に関すること。

ア ごみ集積所の清潔保持の指導に関すること。

イ 分別収集日時の遵守の指導に関すること。

ウ 分別排出方法の徹底の指導に関すること。

(3) 集団回収(資源回収)及びリサイクル活動に係る地域活動の推進に関すること。

(4) 地域における美化活動参加の促進に関すること。

(5) 不法投棄に関する市への通報及び連絡に関すること。

(6) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(報告)

第7条

自治推進員は、前条第2項の活動内容の実績を活動報告書(様式第2号)又はちば電子申請サービスを通じた電子申請により、指定の期日までに市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(身分証明書の交付)

第9条 市長は、推進員の身分を証するため、身分証明書(様式第3号)を交付する。

2 推進員は、推進員として活動する際には、身分証明書を携帯しなければならない。

(報償費の支払い)

第10条 市長は、第6条に規定する活動を遂行した推進員に対して、別表に定めるところにより報償費を支払うものとする。

(変更)

第11条 自治会は、当該自治会が所属する自治推進員に変更が生じたときは、自治推進員変更届(様式第4号)又はちば電子申請サービスを通じた電子申請による自治推進員の変更の届出を速やかに市長に提出しなければならない。

(解嘱)

第12条 自治会は、当該自治会が所属する自治推進員から辞退の申出があったときは、自治推進員辞退届（様式第5号）又はちば電子申請サービスを通じた電子申請による自治推進員の辞退の届出（以下「辞退届等」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による辞退届等が提出された場合のほか、自治推進員がその適格性を欠くと認めたときは、解嘱することができる。

(災害補償)

第13条 市は、推進員がその活動中に受けた事故に対し、市が加入する損害保険で補てんされる範囲で補償するものとする。

(不法投棄監視員)

第14条 市長は、推進員が地域での活動を遂行するために必要と認めるときは、推進員と連携して活動する不法投棄監視員（以下「監視員」という。）を委嘱することができる。

2 監視員は、当該監視員の候補者が所属する自治会から不法投棄監視員推せん届（様式第6号）又はちば電子申請サービスを通じた電子申請による監視員の推せんのあった者で市長が適当と認めたものに委嘱する。ただし、自治会の推せん又は自治会がない地区について必要と認めるときは、市長は、別に監視員を委嘱することができる。

(監視員の定数)

第15条 監視員の定数は自治会ごとに3人までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを超えて委嘱することができる。

(ビブスの貸与)

第16条 市長は、監視員にビブス（様式第7号）を貸与する。

2 監視員は、監視員として活動する際には、ビブスを着用しなければならない。

3 監視員は、ビブスを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(準用)

第17条 第4条の規定は、不法投棄監視員の任期について準用する。

2 第5条第1項第2号及び同条第2項の規定は、不法投棄監視員の担当区域について準用する。

3 第6条第2項の規定は、不法投棄監視員の活動内容について準用する。

4 第8条の規定は、不法投棄監視員の秘密の保持について準用する。

5 第9条の規定は、不法投棄監視員の身分証明書について準用する。この場合において「身分証明書（様式第3号）」とあるのは「身分証明書（様式第8号）」と読み替えるものとする。

6 第11条の規定は、監視員の変更について準用する。この場合において「自治推進員変更届（様式第4号）」とあるのは「不法投棄監視員変更届（様式第9号）」と読み替えるものとする。

- 7 第12条の規定は、監視員の解嘱について準用する。この場合において「自治推進員辞退届（様式第5号）」とあるのは「不法投棄監視員辞退届（様式第10号）」と読み替えるものとする。
- 8 第13条の規定は、監視員の災害補償について準用する。

第18条 この要綱に定めるもののほか、推進員等に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

- この要綱は平成5年10月1日から施行する。
- 清掃推進員設置要綱（昭和60年2月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- この要綱の規定にかかわらず、この要綱施行の際現に旧要綱の規定により地区清掃推進員または自治清掃推進員に委嘱されている者は、この要綱の施行の日に、別に委嘱又は解嘱がなされない限り、地区清掃推進員は地区推進員に、自治清掃推進員は自治推進員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その任期は旧要綱に基づく地区清掃推進員又は自治清掃推進員としての任期の残任期間とする。
- 第10条の規定にかかわらず、当分の間、市長は、同条の規定による報償に代えて、別に定めるところにより、地区推進員である者が所属する自治会の区域の地区連協又は自治推進員である者が所属する自治会に対し、報償することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行し、この要綱による改正後の千葉市廃棄物適正化推進員要綱附則第4項の規定は、平成5年度分以降の報償について適用する。

附 則

この要綱は、平成7年1月25日から施行し、この要綱による改正後の千葉市廃棄物適正化推進員要綱附則第4項は、平成6年度分以降の報償について適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年3月1日から施行する。

別表 廃棄物適正化推進員報償費（第10条関係）

推進員の種別	金額
地区推進員	当該地区連協に所属する自治会数（ただし自治推進員の推せんがある自治会に限る。）に1,000円を乗じた額
自治推進員	12,000円

備考 報償費は会計年度ごとに支払うものとする。

自治推進員推せん届

地区連協（中学校区）	第 地区連協
自治会名	町内自治会
住所	区 町
フリガナ 氏 名	
電 話	()
電子メール	

上記の者を当町内自治会の廃棄物適正化推進員として推せんします。

年 月 日

（あて先）千葉市長

町内自治会長

住 所
氏 名
電 話
電子メール

担当：環境局資源循環部
環境事業所

活 動 報 告 書

地区連協（中学校区） 第 地区連協

町内自治会名

自治推進員氏名

活動内容	活動頻度	具体的内容 (該当するものに☑をする)
ごみステーションの美化活動	回/ 年・月・週	☐ 違反ごみが多いごみステーションについて、定期的に見回りをした ☐ 不法投棄禁止に関する看板を設置した ☐ カラス対策としてネットを設置した ☐ その他（ ） ☐ 実施していない
ごみの分別方法の周知	回/ 年・月・週	☐ 啓発用看板の設置をした ☐ 「ガイドブック」や分別ルールチラシを回覧した ☐ その他（ ） ☐ 実施していない
集団回収やリサイクル活動への協力	回/ 年・月・週	☐ 集団回収を実施した ☐ ペットボトルキャップの回収をした ☐ その他（ ） ☐ 実施していない
地域の清掃活動	回/ 年・月・週	☐ 周辺道路、歩道の清掃をした ☐ 定期的に町内清掃を実施した ☐ その他（ ） ☐ 実施していない
違法ごみの市への通報・相談	回/ 年・月・週	☐ 違反ごみ・不法投棄について、環境事業所へ通報した ☐ 違反ごみ・不法投棄について、環境事業所へ相談した ☐ その他（ ） ☐ 実施していない
その他	回/ 年・月・週	

※ 記入欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

※ 報告は各自治会の所管環境事業所をお願いします。

【問い合わせ先】

中央・美浜環境事業所 : 043-231-6342

花見川・稲毛環境事業所 : 043-259-1145

若葉・緑環境事業所 : 043-292-4930

自治推進員変更届

新推進員	地区連協 (中学校区)	第 地区連協
	自治会名	町内自治会
	住所	区 町
	フリガナ 氏 名	
	電 話	()
	電子メール	
旧推進員	住所	
	氏 名	
変更理由		

上記のとおり廃棄物適正化推進員を変更するので届け出ます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

町内自治会長

住 所

氏 名

担当：環境局資源循環部

環境事業所

自治推進員 辞 退 届

推進員	地区連協 (中学校区)	第 地区連協
	自 治 会 名	町内自治会
	住 所	区 町
	フ リ ガ ナ 氏 名	
辞退理由 		

上記のとおり廃棄物適正化推進員の辞退がありましたので届け出ます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

町内自治会長

住 所

氏 名

担当：環境局資源循環部

環境事業所

不 法 投 棄 監 視 員 推 せ ん 届

地区連協（中学校区）	第 地区連協
自 治 会 名	町内自治会
住 所	区 町
フ リ ガ ナ 氏 名	
電 話	()
電 子 メ ー ル	

上記の者を当町内自治会の不法投棄監視員として推せんします。

年 月 日

（あて先）千葉市長

町内自治会長

住 所
氏 名
電 話
電子メール

担当：環境局資源循環部
環境事業所

不法投棄監視員変更届

新不法投棄監視員	地区連協 (中学校区)	第 地区連協
	自治会名	町内自治会
	住所	区 町
	フリガナ 氏 名	
	電 話	()
	電 子 メ ー ル	
旧不法投棄監視員	住所	
	氏 名	
変更理由		

上記のとおり不法投棄監視員を変更するので届け出ます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

町内自治会長

住 所

氏 名

担当：環境局資源循環部
環境事業所

不法投棄監視員辞退届

不法投棄 監視員	地区連協 (中学校区)	第 地区連協
	自 治 会 名	町内自治会
	住 所	区 町
	フリガナ 氏 名	
辞退理由		

上記のとおり不法投棄監視員の辞退がありましたので届け出ます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

町内自治会長

住 所

氏 名

担当：環境局資源循環部
環境事業所

千葉県ごみステーション美化活動等に関する表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第20条の4に規定するごみステーションの美化を推進し、適正な分別及び排出において顕著な功労のある団体及び個人(以下「団体等」という。)の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 次の各号に該当する団体等は、この要綱により市長が表彰する。

- (1) ごみステーションの清掃等により、ごみステーションの美化を積極的に推進しているもの。
- (2) ごみステーションの利用者に対するごみの分別・排出方法の周知等により、分別・排出ルールの徹底が図られているもの。
- (3) ごみの減量・再資源化に向けた顕著な取組みを実施しているもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状(団体・個人)及び優良ごみステーションの認定シール(団体のみ)を授与して行う。この場合において、賞品を添えて行うことができる。

(表彰の申込手続)

第4条 表彰選定を申し込む団体は、千葉県ごみステーション美化活動等に関する表彰選定申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 各団体は3回表彰(三ツ星表彰)を受けるまで、申し込みをすることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、随時行うものとする。

(表彰の決定)

第6条 表彰者の決定通知は(様式第2号)により行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

千葉県ごみステーション美化活動等に関する表彰選定申込書

年 月 日

千葉県長様

団体名 _____

代表者氏名 _____

住 所 〒 _____

担当者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス _____

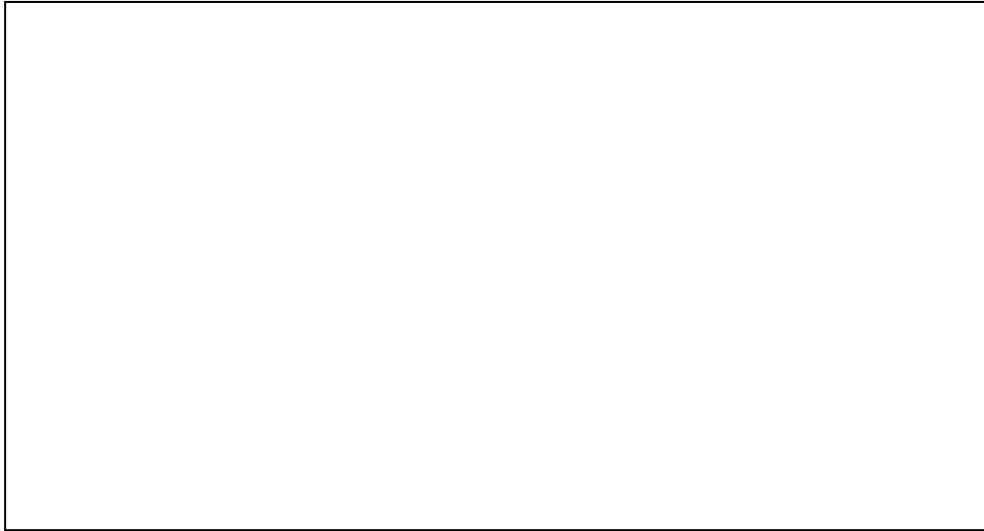
下記のとおり _____年度ごみステーション美化活動等に関する表彰選定を申し込みます。

記

1 対象者	※個人の場合は、住所・氏名を記載すること
2 該当ごみステーションの所在地	
3 ごみステーションの美化推進に向けた取組み、実績など	
4 ごみの分別・排出ルールへの遵守に向けた取組み、実績など	
5 その他ごみの減量・再資源化に向けた取組み、実績など	

(裏面に続く)

6 ステーションの位置



MEMO

千葉県廃棄物適正化推進員
不法投棄監視員の手引き

2025年6月改訂

発行・編集 千葉県環境局収集業務課